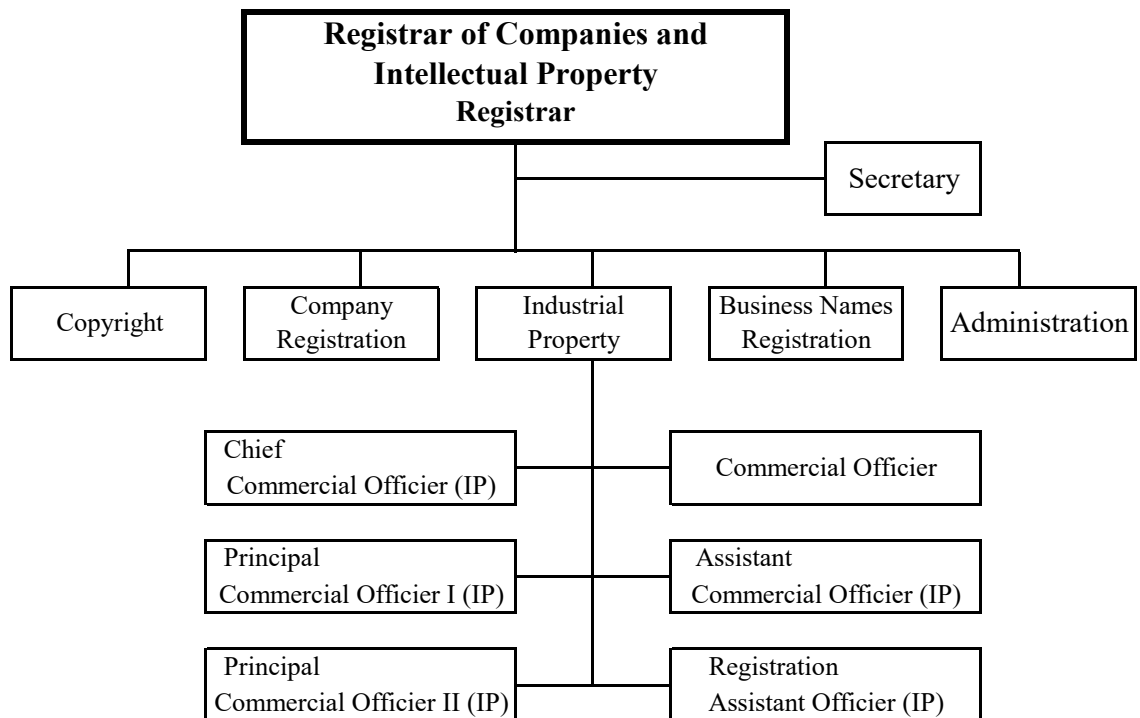


①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)				
②名称	Ministry of Trade and Industry / Companies and Intellectual Property Authority (CIPA)				
③所在地	P.O Box 102 Plot 54358, Prime Plaza, CBD Gaborone				
④連絡先	(電話) (267) 367 3700 / 3958 0002		(FAX) (267) 318 8130		
	(E-mail) info@cipa.co.bw		(internet) www.cipa.co.bw		
⑤組織の長	Registrar : Mr. Conductor Paul Masena				
⑥沿革	<p>(1) 旧英国保護領ベチアナランドが、1966年9月30日に独立国となって、ボツワナ共和国と称している。</p> <p>(2) ボツワナにおける工業所有権に関する法律は、従前のものをそのまま引継いでスタートした。特許及び意匠については、1955年布告第25号である。次に商標については、1923年布告第4号、1936年布告第59号、1940年布告第4号及び1955年布告第20号である。</p> <p>(3) この工業所有権法は、1996年に法律No.14及び1997年に法律No.19により改正され、この改正法が1997年11月14日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠件、商標件、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1998/4/15	1998/4/15			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1998/4/15			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
				2005/1/27	2005/1/27
	ブタペスト	ヘーグ			
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
			2006/12/5		
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	2006/12/5	2003/10/30			
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/5/31			

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	7	3	2	4
		(内 外国出願)	4	3		2
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	5	12	15	13
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	77	71	73	56
		(内 外国出願)	62	44	57	56
		(内 日本から)		2	2	1
	商標	全数	1,930	1,988	1,930	1,888
		(内 外国出願)	1,466	1,382	1,327	1,225
		(内 日本から)	15	14	18	17
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	4			
		(内 外国出願)	4			
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数		6	11	11
		(内 外国出願)				
意匠	全数	77	47	50	89	
	(内 外国出願)	66	35	41	61	
	(内 日本から)	3	1	2	1	
商標	全数	1,986	2,160	1,709	1,397	
	(内 外国出願)	1,737	1,783	1,357	1,084	
	(内 日本から)	26	21	28	24	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> 産業財産権部が所属する企業及び知的財産権登録局(ROCIP)は、産業経済省(Ministry of Industry and Commerce)の下部組織である。



①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010年施行
	③地理的効力の範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第24条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国 (知財法第29条)
	⑤出願人資格	発明者(自然人)、共同発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第11条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人として選任しなければならない。 (知財法第130条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (知財法第28条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第8条(4a))
	⑩グレースピリオド*	次の各事項が規定されている。期間は、開示日から12月間。 (1) 発明者による開示 (2) 発明者から直接又は間接にその発明を知得した第三者による開示 (知財法第8条(4b))
	⑪非特許対象	次の各事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反する発明 (知財法第8条(7)) (2) 発見 純粋に精神的な行為、 (3) 科学的理論又は数学的方法 (4) 文学、音楽、芸術、その他の美的創作 (5) 事業、心理的行為又は遊戯を行なうための計画、規則又は方法 (6) コンピュータ・プログラム (7) 人又は動物の治療のための診断、治療又は外科的処置の方法 (知財法第9条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(通常、審査はARIPOに委託して行う) (知財法第22条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (知財法第22条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (知財法第22条(2))
	⑮出願公開制度の有無	有。 (知的財産法第21条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に提訴することにより行なうことができる(知財法第33条(1))。
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方の期間経過後においても不実施の場合は、強制実施権の設定の対象となる。 (知財法第33条)

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)																																											
⑱費用 単位 BWP (ボツワナ・プラ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 200 BWP 登録発行料 240 BWP																																										
	[特許権維持に掛かる費用] 年金	<table border="1"> <tr> <td>1年次</td><td>50 BWP</td><td>8年次</td><td>400 BWP</td><td>15年次</td><td>720 BWP</td></tr> <tr> <td>2年次</td><td>200 BWP</td><td>9年次</td><td>480 BWP</td><td>16年次</td><td>760 BWP</td></tr> <tr> <td>3年次</td><td>240 BWP</td><td>10年次</td><td>520 BWP</td><td>17年次</td><td>800 BWP</td></tr> <tr> <td>4年次</td><td>280 BWP</td><td>11年次</td><td>560 BWP</td><td>18年次</td><td>840 BWP</td></tr> <tr> <td>5年次</td><td>320 BWP</td><td>12年次</td><td>600 BWP</td><td>19年次</td><td>880 BWP</td></tr> <tr> <td>6年次</td><td>360 BWP</td><td>13年次</td><td>640 BWP</td><td>20年次</td><td>920 BWP</td></tr> <tr> <td>7年次</td><td>400 BWP</td><td>14年次</td><td>680 BWP</td><td></td><td></td></tr> </table>	1年次	50 BWP	8年次	400 BWP	15年次	720 BWP	2年次	200 BWP	9年次	480 BWP	16年次	760 BWP	3年次	240 BWP	10年次	520 BWP	17年次	800 BWP	4年次	280 BWP	11年次	560 BWP	18年次	840 BWP	5年次	320 BWP	12年次	600 BWP	19年次	880 BWP	6年次	360 BWP	13年次	640 BWP	20年次	920 BWP	7年次	400 BWP	14年次	680 BWP		
	1年次	50 BWP	8年次	400 BWP	15年次	720 BWP																																						
2年次	200 BWP	9年次	480 BWP	16年次	760 BWP																																							
3年次	240 BWP	10年次	520 BWP	17年次	800 BWP																																							
4年次	280 BWP	11年次	560 BWP	18年次	840 BWP																																							
5年次	320 BWP	12年次	600 BWP	19年次	880 BWP																																							
6年次	360 BWP	13年次	640 BWP	20年次	920 BWP																																							
7年次	400 BWP	14年次	680 BWP																																									
⑳料金減免措置の有無	有。出願人が個人又は職員が100名以下の小企業の場合は、出願料、年金が50%減額される。																																											
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																										

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)	
实用新案制度	②最新实用新案法の施行年月日	2010年施行
	③地理的効力の範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第24条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国 (知財法第28条)
	⑤出願人資格	考案者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第12条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人として選任しなければならない。 (知財法第130条)
	⑦出願言語	英語
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。 (知財法第43条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第34条、第8条(3)、(4))
	⑩グレースピリオド	次の各事項が規定されている。期間は開始日から12月。 (1) 発明者による開示 (2) 発明者から直接又は間接にその発明を知得した第三者による開示 (知財法第34条、第8条(4)b)
	⑪不登録対象	次の各事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反する発明 (知財法第34条、知財法第8条(7)) (2) 発見 純粋に精神的な行為、 (3) 科学的理論又は数学的方法 (4) 文学、音楽、芸術、その他の美的創作 (5) 事業、心理的行為又は遊戯を行なうための計画、規則又は方法 (6) コンピュータ・プログラム (7) 人又は動物の治療のための診断、治療又は外科的処置の方法 (知財法第34条、知財法第9条(1)、第3条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第34条、知財法第22条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 (知的財産法第21条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に提訴することにより行なうことができる(知財法第37条)。
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与から3年の何れか長い方の期間の経過後においても不実施の場合は、強制実施権の設定の対象となる。 (知財法第34条、知財法第31条)

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)		
⑱費用 単位 BWP (ボツワナ・プラ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 100 BWP 登録発行料 240 BWP	
	[特許権維持に掛かる費用]	年金	
	1年次	80 BWP	
	2年次	100 BWP	
	3年次	120 BWP	
	4年次	140 BWP	
	5年次	160 BWP	
	6年次	180 BWP	
	7年次	BWP	
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が個人又は職員が100名以下の小企業の場合は、出願料、年金が50%減額される。	
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2010年施行
	③地理的効力の範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第24条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国 (知財法第57条)
	⑤出願人資格	創作者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第41条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人として選任しなければならない。 (知財法第130条)
	⑦出願言語	英語 (知財法第11条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができる。 (知財法第49条(1))
	⑨新規性判断の基準	国内公知、内外国刊行物 (知財法第39条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド	次の各事項が規定されている。期間は、開示日から12月間。 (1) 創作者による開示 (2) 創作者から直接又は間接にその意匠の創作を知得した第三者による開示 (知財法第39条(3))
	⑪不登録対象	公序良俗に反する意匠 (知財法第39条(4))
	⑫実体審査の有無	無。※方式、意匠性(第46条の定義)、公序良俗違反かどうかを審査する。 (知財法第49条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知財法第46条(4))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (知財法第46条(4))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から12月以内の期間。 (知財法第46条(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することにより行うことができる(知財法第59条(2))。
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)	
②④費用 単位 BWP (ボツワナ・ブラ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 60 BWP
		登録発行料 120 BWP
	[意匠権の維持に掛かる費用]	存続期間更新料 第1回目の更新 128 BWP
		第2回目の更新 144 BWP
②⑤料金減免措置 の有無	有。出願人が個人又は職員が100名以下の小企業の場合は、出願料、年金が50% 減額される。	

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年施行
	③地理的効力の範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第24条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国 (知財法第29条)
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標 (知財法第2条、第65条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標 (知財法第2条)
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人) (知財法第59条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財法第53条(2)f)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人として選任しなければならない。 (知財法第130条)
	⑪出願言語	英語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知財法第85条(1))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性のない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 地理的出所、性質等について公衆又は取引業界に誤解を生じさせる標章 (4) 国や政府機関等の紋章、その他の記章等と同一又は類似の標章、又はそれらを要素として含む標章 (5) 同一又は類似の商品／サービスについてのボツワナにおける周知の他者の標章又は商品と同一であるか、混同を生じるほどに類似しているか、又はその翻訳である標章 (6) 同一でも又は類似でもない商品／サービスについてのボツワナにおける周知で、かつ登録されている他者の商標又は商号と同一であるか、混同を生じるほどに類似しているか、又はその翻訳である標章 (7) 同一の、又は密接に関連する商品／又はサービスについての、別の登録商標の所有者に帰属するか、又はよりはやい出願日/優先日を有する商標に同一の標章又はそのような商標に騙すか混同を生じさせるほどに似ている標章 (知財法第53条(2))
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財法第53条(2)e)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (知財法第54条(1)c)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。審査は行われるが、周知商標、先行登録商標については異議申立を待って行われる。 (知財法第55条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は実体審査後、公告(公開)される。 (知財法第55条(3))

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)		
②異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (知財法第56条(1)、同規則45)		
③無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録の無効を申立ることができる(期限の定めはない)。 (知財法第63条)		
④不使用取消制度の有無	有。3年。登録後、継続して3年の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第87条(1))		
⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (知財法規則34)		
⑥図形要素の分類	無。		
⑦譲渡要件	無。商標権は、営業権をともなうことなく譲渡することができる。 (知財法第59条)		
⑧費用 単位 BWP (ボツワナ・プラ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料	240 BWP(1分類)	40 BWP(1超の各分類につき)
	登録料	180 BWP	
	[商標権の維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料	240 BWP(1分類)	80 BWP(1超の各分類につき)
⑨料金減免措置の有無	有。出願人が個人又は職員が100名以下の小企業の場合は、出願料、年金が50%減額される。		